

医療DX推進体制加算について

当院では令和6年6月の診療報酬改定において新設された、「医療DX推進体制加算」について以下の通り対応を行っております。つきましては初診料算定時に「医療DX推進体制加算」を月1回限り12点算定いたします。（令和7年4月改定）

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・オンライン資格確認にて取得した情報を、医師が診察室にて閲覧又は活用できる体制を有しております。
- ・電子処方箋の発行する体制を有しております。
- ・電子カルテ共有サービスを活用する体制については今後整備予定です。（令和8年5月31日までの経過措置）
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するため十分な情報を取得し、活用を行うことについて院内の見やすい場所及びホームページに掲示しております。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。